

江東区自殺対策計画（素案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要

(1) 実施期間

令和6年12月1日（日）～12月23日（月）

(2) 周知方法

- ・こうとう区報（12月1日号）、江東区ホームページ
- ・こうとう情報ステーション（区役所2階）
- ・保健予防課（保健所2階）および各保健相談所

2 パブリックコメントの集計結果

(1) 年代別応募人数

年代	～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	無回答	合計
人数	0	0	1	2	0	1	0	4

(2) 提出方法

	ホームページ	窓 口	FAX	メール	郵 便
人数	4	0	0	0	0

(3) 分類別意見数

(意見の内容が複数の分野にわたる場合があるため、応募人数と意見数は一致しません)

分類	件数
計画全体	1
基本施策1 こども・女性への支援の充実	1
基本施策2 地域におけるネットワークの強化	1
基本施策4 区民への相談支援と周知・啓発	2
基本施策5 生きることへの支援	1
その他	6
合計	12

3 パブリックコメントで寄せられた意見(概要)と区の方考え方

	パブリックコメント意見(概要)	区の方考え方
計画全体		
1	自殺には色々な要因が絡んでいることが分かった。精神を明るい方向に持っていくために、一つの考え方だけではなく多様な考え方があるという意識を育てることが大切だと思う。江東区のユニバーサルデザインまちづくりワークショップでは、多様な考え方を尊重することが重要なポイントの一つとなっており、自殺対策にもつながると思う。ユニバーサルデザイン教育、すべての人は公平に扱われる存在、誰一人取り残さないというSDGsの考え方にもつながると思う。	自殺には様々な要因があり、区では、いじめ、福祉、障害等、各種相談窓口を持っていることから、区民の困りごとを早期に解決していくことで、生きづらさの軽減を通じて、自殺を考えるまでに至らないよう支援を行っています。また、各種メディア媒体を活用した様々な啓発・イベント・区民向け講演会や研修も行っており、多様な考え方を尊重する意識の醸成に資するよう取り組んでまいります。本計画の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」はSDGsの考え方にもつながります。
基本施策1 こども・女性への支援の充実		
2	江東区が児童相談所を独自に設置する計画に関して、家庭で暴れて手に余る発達障害児や精神障害児などを保護・預かり、行政が責任をもって対処することが自殺者減少につながる。	今後の検討の参考とさせていただきます。
基本施策2 地域におけるネットワークの強化		
3	自殺の原因は生活困窮も大きい。生活保護希望者へ門前払いせず丁寧に対応すること。生活保護申請窓口を豊洲にも設置し、申請をやすくすること。	生活保護の相談につきましては、相談者の困りごとや様々な事情についてお話をお伺いしたうえで、生活保護法、生活困窮者自立支援法に限らず他法他施策の活用等についても案内し、相談者が真に必要としている制度やサービスに繋がるよう支援を行っています。豊洲での生活保護申請窓口の設置につきましては現状考えておりませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。
基本施策4 区民への相談支援と周知・啓発		
4	区は自殺願望を持つ人に対応する24時間対応のフリーダイヤルを設置し、区の職員や精神科医、臨床心理士、保健所の職員らが親身に対応し、自殺者を減らすべきである。	自殺防止の電話相談窓口として、「東京いのちの電話」「東京自殺防止センター」「東京都自殺相談ダイヤル」「東京都夜間こころの電話相談」が設置されています(令和6年12月現在)。電話番号や対応時間を掲載した『こころといのちの相談・支援窓口一覧』を区関連施設にて配布しています(区ホームページからも御覧いただけます)。以上が整備されていることから、区では、24時間対応のフリーダイヤル相談窓口を設置する予定はございませんが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。

	パブリックコメント意見(概要)	区の考え方
5	発達障害児や精神障害者がいる家庭の人々が利用できる区営シェルターを開設し、家庭内で暴れる家族から逃れられる環境を整備しないと自殺者は減らない。	区では、家族への暴力に悩んでいる方及びそのご家族に対して、各関係部署において専門相談を行っています。また、家族の支援として精神家族相談といった家族が学ぶ機会や各精神保健相談で専門医に相談できる機会を提供しています。ご意見の区営シェルターの開設につきましては、様々なコスト面から困難ですが、今後の参考とさせていただきます。
基本施策5 生きることへの支援		
6	区は、自殺したい人がいつでも逃げ込める区営シェルターを開設し、24時間無条件で自殺希望者を受け入れるべきである。シェルターには精神科医、臨床心理士、ソーシャルワーカーを常駐させ、ケアを徹底すべきである。	自殺に至るまでには様々な要因があり、各人が抱える悩みも多様です。区では、いじめ、福祉、障害等、各種相談窓口を持っていることから、区民の困りごとを早期に解決していくことで、生きづらさの軽減を通じて、自殺を考えるまでに至らないよう支援を行っています。ご意見の24時間体制の区営シェルターの開設につきましては、様々なコスト面から困難ですが、今後の参考とさせていただきます。
その他		
7	江東区における環境保全・改善について明記してほしい。緑豊かでスペースに余裕を残したまちづくり(歩道の広さ、公園以外の場所にも大きな木やベンチがある、アーケードなどで強い日差しや雨をしのげる、人混みが酷くなりすぎない)などで、おらかな環境を区民に提供し続ければ効果が出ると思う。区民が心や神経を落ち着かせられる場を提供することは、相談窓口よりも効果があるかもしれないし、全ての人への好影響が見込める。	本計画の第3章第1節 計画の基本理念の前段に(本区では、区の将来像として「みんなで作る伝統、未来 水彩都市・江東」を基本構想に掲げ、その実現に向け、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」「未来を担うこどもを育むまち」「区民の力で築く元気に輝くまち」「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」「住みよさを実感できる世界に誇れるまち」の5つを、目指すべき江東区の姿として定め、施策の展開を図っています。)と明記しています。本計画では、これらを踏まえたうえで自殺対策の取り組みを推進してまいります。いただきましたまちづくりに関してのご意見につきましては、『都市計画マスタープラン2022』に基づき、自然と調和した快適な生活環境を形成すべく、江東区の特徴でもある水辺と緑を活かし、快適で心豊かな生活が享受できるまちを目指し、庁内の関係各課と連携しながら、まちづくりを展開してまいります。
8	江東花火大会の無料招待などをして「今日はラッキーだった」と感じられるような日を増やすことが大事だと思う。	自殺には様々な要因があり、区では、いじめ、福祉、障害等、各種相談窓口を持っていることから、区民の困りごとを早期に解決していくことで、生きづらさの軽減を通じて、自殺を考えるまでに至らないよう支援を行っています。区民の困りごとの解決につながるか不透明な事業につきましては、自殺対策としては行う考えはありません。

	パブリックコメント意見(概要)	区の考え方
9	自殺者を減らすには、真に区民一人ひとりに寄り添った区政に転換することが必要である。「区長への手紙」や区民相談において、区は区民の意見に対して3回以上のやり取りを拒絶している。区民の切実な相談に対して3回で一方的に対応を打ち切り、個別の対応を拒む態度を抜本的に改めない限り、江東区の自殺者数は増える一方だと思う。相談には区民が納得するまでの対応が必要であり、形式的な回答のみで相談を打ち切る現在の運用を改めるべきである。	「区長への手紙」は特定の意見に過度に偏ることなく、行政の効率性を確保しながら、広く多くの方々からのご意見等を承るため、「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条第3項に「同一の発信者から同趣旨又は類似の内容で繰り返し送付された区長への手紙に対する回答は、原則として3回を限度とする。」と規定しております。なお、同趣旨4回目以降の回答を行わない事案であっても、関係所管と情報共有しており、意見を拒絶するものではありません。また、区民相談において、3回以上やりとりをしたことで、対応を拒んだ事例はありません。
10	受動喫煙被害を受けることが自殺願望を引き起こす原因となっている。自殺者を減らすため、区内全域の路上・公園・広場等を24時間365日全面禁煙にし、罰則を設け、警察官に取り締まりを担当してもらうべきである。歩きたばこ禁止のみでは受動喫煙を防げないが、江東区役所は受動喫煙防止に取り組む姿勢が全くない。また、バイクや自転車の乗車中の喫煙も厳しく取り締まる必要がある。	路上での受動喫煙が自殺の直接の原因・動機となっている根拠はありません。このため、自殺対策事業として受動喫煙防止を行う考えはありません。
11	自殺防止対策として区内全駅に飛び込み不可能なホームドアを設置すべきである。	区では、これまでも駅のホームドア設置を推進しておりますが、引き続き鉄道会社等に対して、駅の安全対策としてのホームドア設置を求めてまいります。
12	子供でも大人でも、特定の人に関する情報(主に悪口)をSNSで発信したら、例えば、子供ならスマホ1ヵ月禁止処分、大人なら軽犯罪になるなど、罰則を設けるといいと思う。本当は、オーストラリアのように16歳未満のSNS禁止などにしたほうがいいと思うが、現状を鑑みるに、現実的ではないので。	区で制定できるのは条例ですが、条例において罰則を設けることは困難です。しかしながら、現状では、SNSで誹謗中傷を書き込みすると、名誉棄損罪や侮辱罪等の罪に問われ、懲役刑や禁固刑等に処せられる場合があります。区では、全小・中学校及び義務教育学校で、子どもたちが関わって「SNS学校ルール」を作成するとともに、特別の教科道徳等の時間を使って「情報モラル」をしっかりと理解し、身に付けられるようにしています。また、各家庭でも「SNS家庭ルール」を作成していただき、スマートフォンやインターネット、SNS等の使用について考えていただくよう啓発しています。